

平成 23 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社オートリ
(URL <http://www.ohtori-gp.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 江藤 克己
(コード 3411 大証第 2 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 大田 正和
(TEL 03-3230-7110)

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための
基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 21 日、会社法第 370 条（取締役会の決議の省略）による書面決議によって、平成 24 年 2 月下旬開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 24 年 1 月 6 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下、「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- (1) 基準日 : 平成 24 年 1 月 6 日（金曜日）
- (2) 公告日 : 平成 23 年 12 月 22 日（木曜日）
- (3) 公告方法 : 日本経済新聞に掲載いたします。

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社は、平成 23 年 10 月 28 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社オリエン
トコーポレーションによる当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知
らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、株式会社オリエン
トコーポレーションの要請により、本臨時株主総会を開催し、本臨時株主総会において、①当社が会社法

(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)の規定する種類株式発行会社となるために、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社の普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。本臨時株主総会において上記①の議案について承認されると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の上記②に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、本臨時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上